

景観地区の都市計画変更に関する説明会でいただいたご質問まとめ

日付	場所	参加人数
令和 7 年 5 月 23 日(金)	堺市役所本館 3 階大会議室第 2 会議室	1 名
令和 7 年 5 月 24 日(土)	堺市役所本館 3 階大会議室第 2 会議室	参加者なし

全般

Q.景観計画改定のパブリックコメントはいつ実施したのか。

A.令和 6 年 3 月から 4 月にかけて実施しました。

Q.今回の景観地区変更の内容は、規制内容や認定申請の対象規模の変更なのか。

A.景観地区のエリア、認定申請の対象規模の変更はありません。景観形成基準の項目を大規模建築物の届出基準の項目に合わせたことや、制限内容についてベースカラーの定義を明確化するなど、わかりやすい表現としたことが主な変更となります。

Q.景観計画に記載されている「百舌鳥古墳群周辺地域の景観形成の方針」を具現化するための変更なのか。

A.景観計画の景観形成の方針は改訂前から変更しておらず、これまで同様に今後も方針に沿って景観形成を進めます。

Q.百舌鳥古墳群周辺の状況の変化を考慮した変更となっているのか。

A.地域特性や周囲との調和といった観点の中で、百舌鳥古墳群周辺の状況が大きく変わったから変更したというわけではなく、ルールを明確にしたことや、わかりやすい表現としたことが主な変更となります。